

行田市立長野中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は行田市立長野中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の健全な成長発達を助けると共に、会員の教養を高め家庭・学校・地域社会の教養力の向上を図る。

第3章 方針及び活動

第3条 本会は教育を本旨とする自主的な団体として前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 学校・家庭及び地域社会の相互理解と協力
- 2 生徒の保健・安全
- 3 会員の修養と親睦
- 4 教育環境の整備
- 5 その他本会の目的達成に必要な活動

第4章 会員

第4条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有し、会員は次の通りとする。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者
- 2 本校に勤務する教職員

第5条 会員は本会の目的を達成するために、役員及び各種委員会に意見を述べることができる。

第6条 会員は会費を納めるものとする。

第5章 会計

第7条 本会の活動に必要な経費は、会員及びその収入をもってこれに充てる。

第8条 本会の会計は、総会にて議決された予算に基づいて執行される。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会の承認を得る。

第10条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の会費は、保護者1世帯及び教職員1人あたり、月額300円とする。

第12条 会員は会計に書類の閲覧を求めることができる。

第13条 本会に特別会計を設けることができる。

第6章 基礎組織

第14条 会員は生徒の所属する学級や学年及び地域において、それぞれの活動を行うと共にPTA全体の活動を推進するため以下のとおり基礎組織を構成する。

- 1 学級委員会 (各学級2名)
- 2 学年委員会
- 3 支部

第7章 役員及び顧問

第15条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|-------|-----------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 幹事 | 若干名 |
| 4 会計 | 若干名 |
| 5 監事 | 若干名 |
| 6 書記 | 1名(副会長兼務) |

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、総会・評議員会及び役員会を召集し本会の財産を管理すると共に総会・評議員会及び役員会の決定に基づき会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 幹事は総会及び評議員会の議事並びに本会の活動を記録、管理し会務を分掌する。
- 4 会計は本会の財産を保管し、予算に基づく会計事務を処理し決算報告をする。

第17条 役員選出は次の通りとする。

- 1 会長は保護者全員の中から選出し、新旧評議員会の議決を経て総会で承認される。
- 2 副会長・監事・書記は、会長が委嘱し総会で承認される。
- 3 幹事・会計は、教職員より選出され総会で承認される。

第18条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は校長、前会長とし、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第8章 役員及び委員の任期

第19条 役員及び委員の任期は1年とし、再任を防げない。

第9章 会議

第20条 本会の会議は次のとおりとする。

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 総会 | 2 評議員会 | 3 役員会 |
|------|--------|-------|

第 21 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第 22 条 総会は年度当初 1 回開催される定期総会及び臨時総会とする。

第 23 条 定期総会は会長が招集し、議長となり次の事項を審議し決定する。

- 1 事業報告・決算報告の承認
- 2 事業計画・予算の承認
- 3 役員の承認
- 4 会則の改廃
- 5 その他重要な事項

第 24 条 臨時総会は会長が必要と認めた場合、評議員の 2 分の 1 もしくは会員の 5 分の 1 以上による署名請求があったとき、会長が招集する。

第 25 条 総会は全会員の 5 分の 1 以上の出席で成立し、会則の改廃以外の議事は過半数の賛成で承認される。

第 26 条 緊急の場合は評議員会をもって総会に代えることができる。但しその後の最初の総会に経過及び決定事項について報告をする。

第 27 条 評議員会は役員・校長・各学年委員長・各支部長・各専門委員長にて構成され、本会の運営と活動に責任をもつ最高執行機関とする。

第 28 条 評議員会は年 3 回開催される。但し会長が必要と認めた場合、もしくは評議員の 3 分の 1 以上による署名請求があったときは臨時に開催される。

第 29 条 評議員会は会長が招集し議長となり、次の事項を決定する。

- 1 各専門委員長の承認
- 2 各学年委員長の承認
- 3 各地区支部長の承認
- 4 事業計画案と予算案・事業報告と決算等総会議案の決定
- 5 細則の制定と改廃
- 6 特別委員会の設置
- 7 その他重要事項

第 30 条 評議員会は構成員の 3 分の 1 以上の出席で成立し、議事は過半数の賛成で決定される。

第 31 条 役員会は本会役員・校長で構成され、次の事項を協議し方針を決定する。

- 1 事業計画及び予算の立案
- 2 学校行事と本会の調整
- 3 その他一般会務

第 32 条 校長は P T A 活動に関する会議に出席し、意見を述べることができる。

第10章 専門委員会

第33条 本会の活動を充実させるため、次の専門委員会を置き事業を行う。

- 1 広報委員会
- 2 成人教育委員会
- 3 厚生委員会
- 4 学級育成委員会

第34条 専門委員会は学級と各地区支部より選出された委員の互選で正・副委員長を選出し、教職員は相談役となる。

第35条 専門委員会は委員長が必要と認めたときに随時開催される。

第11章 改正

第36条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第12章 細則

第37条 本会の円滑な運営をすすめるため会則を補完する細則を定めることができ、評議員会の議決を経て定める。

- 附 則
- 1 本会則は昭和33年4月 1日より実施する。
 - 2 本会則は昭和40年5月 1日一部改正する。
 - 3 本会則は昭和42年5月19日役員選出規定の一部を改正する。
 - 4 本会則は昭和44年5月 8日役員選出規定の一部を改正する。
 - 5 本会則は昭和51年5月18日一部改正する。
 - 6 本会則は昭和52年5月24日一部改正する。
 - 7 本会則は昭和55年5月23日一部改正する。
 - 8 本会則は平成 2年5月16日一部改正する。
 - 9 本会則は平成 4年5月22日一部改正する。
 - 10 本会則は平成11年5月19日一部改正する。
 - 11 本会則は平成19年5月18日一部改訂する。
 - 12 本会則は平成21年5月22日一部改訂する。
 - 13 本会則は平成24年5月18日一部改訂する。
 - 14 本会則は平成28年5月13日 周年記念事業費積立金規約を定める。
但し適用は平成28年4月1日からとする。

[細 則]

第1条 会長選出

- 1 会長推薦委員会を新旧評議員会開催前までに発足させ、各学年委員長と監事が委員となる。
- 2 委員の互選で選出された会長推薦委員長は、推薦された会長候補者と役員会に承諾を得て、新旧評議員会に氏名を公表し、その議決により選出される。
- 3 この委員長の活動中に委員が候補者になったとき、委員は辞任する。

第2条 専門委員長選出

- 1 広報委員長・成人教育委員長は原則第1・2学年委員より選出される。
- 2 学級育成委員長は各学年委員長より選出される。
- 3 厚生委員長は支部長会代表より選出される。

第3条 専門委員は以下のように選出される。

- 1 広報委員は各学級より1名を選出する。
- 2 成人教育委員は各支部より1名選出する。
- 3 厚生委員は各支部長が兼務する。
- 4 学級育成委員は各学級より1名選出する。

第4条 支部統合及び支部役員を選出

支部構成員が10名を割り委員選出が困難になったときは、役員会の承認を得て隣接支部と統合することができる。もしくは、支部役員選出の人員を考慮する。但し成人教育委員は除く。

第5条 慶弔規定は別にこれを定める。

第6条 行田市立長野中学校周年記念事業費積立金規約

- 1 (名称) この名称は、行田市立長野中学校周年記念事業費積立金と称し、事務所を本校内(行田市桜町2-1-55)に置く。
- 2 (目的) 本会は別途定めた長野中学校PTAの会費のうち、周年行事に伴う経費のための積立金を目的とする。
- 3 (会員) 本会は行田市立長野中学校PTA会則第4条に係る関係者をもって会員とする。

附 則

- ① 本会には、次の役員を置くものとする。

代表 長野中学校PTA会長

会計 " 会計

- ② この規約は平成28年4月1日から適用する。

長野中PTA慶弔内規

平成29年5月12日改正

1 会員、生徒等の死去の場合

- P 5,000 円及び花輪（生花）
- T 同上
- 生徒 同上
- Tの家族の範囲条件 両親、配偶者、子供

2 会員、生徒の居宅における災禍の場合

- ぼや程度は除き半焼以上とする 10,000 円

3 役員の退任の場合

- 会長 感謝状のみ
- 副会長 同上
- 監事 同上
- 各専門委員長 同上
- 顧問 同上

4 職員の結婚、出産、病気の場合

- 結婚 5,000 円
- 出産 本人・配偶者 5,000 円
- 病気 7日以上入院のとき本人のみ 5,000 円

5 会員、生徒の葬儀の参列について

- 当該学年の正副会長、当該学級の学級代表

6 その他必要と認めた場合、役員会において協議し決定する。

※ 参考

- 4 額についてはその都度検討 から 5,000 円 に変更